　　　　　　○○幼稚（保育）園幼年消防クラブ会則

　　第１章　総則

　（目　的）

第１条　このクラブ目的は、幼年に対して防火のしつけを身につけさせるとともに、クラブ活動を通じて規律正しく明るく元気な子に育つことを目的とする。

　（名　称）

第２条　クラブの名称は、「〇〇幼稚（保育）園幼年消防クラブ」と称する。

　（事務局）

第３条　クラブの事務局は、〇〇幼稚（保育）園に置く。

第２章　組織及び任期

　（代表者）

第４条　クラブの代表者は、園長又は理事長とする。

　（組　織）

第５条　クラブは、〇〇幼稚（保育）園の園児をもって組織する。

　（任　期）

第６条　クラブ員の任期は、在園期間とする。

　　第３章　事業

　（事　業）

第７条　このクラブは、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）火災予防の学習

（２）消防車両及び消防署の見学

（３）避難訓練

（４）防火ポスターの製作や作文の作成等

（５）この他火災予防に関する事項

２　その他必要な事項

第４章　指導機関及び指導補助者

　（指導機関）

第８条　クラブ活動は、所轄消防署の指導を受ける。

　（指導補助者）

第９条　クラブ活動の指導補助者は、当該幼稚園の先生がおこなう。なお、クラブ活動時には努めてクラブ員の保護者が同伴随行して、クラブ活動の実効を図る。

　　　附　則

　この規約は、平成　　年　　月　　日から施行する。

主な活動

１　火災予防の学習

　　火の性質と火遊び防止、防火映画会等

　　水の性質と消火の原理

２　消防車両及び消防署の見学

　　消防署の見学、消防車両や救急車等を見せ、消防の仕事を理解させる。

３　避難訓練

　　建物あるいは、工作物から危険が発生した場合、早く安全に避難できる対応を学ぶ。

４　防火ポスターの製作及び作文等の作成

　　自ら作成することによって火災予防の自覚をする

　　展示、防火のPR

５　園内外の整理、整頓点検

　　クラブ員が、先生の指導のもとに、内外を見回り、紙くずや障害物等の整理、整頓を行う。